

## 南知多町キャラクター「ミーナ」利用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南知多町が定めた、町キャラクター「ミーナ」（以下「キャラクター」という。）の利用及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する全ての権利をいう。）の取扱い等に関し、必要な事項を定める。

(著作物)

第2条 この要綱の対象となる著作物（著作権法第10条から第12条に規定する全てのものをいう。）は、別図のとおりとする。

2 前項の著作物に関する著作権は、全て町に帰属するものとする。

(利用承認の申請等)

第3条 キャラクターを使用するものは、南知多町長に対し、あらかじめインターネットを利用して申請フォームに必要事項を入力して送信（以下、「電子申請」という。）し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ非営利目的に利用する場合は、この限りではない。

- (1) 学校等が教育の目的で利用するとき。
- (2) 報道機関が報道または広報の目的で利用するとき。
- (3) 南知多町内の自治会等の住民組織が地域の活動において利用するとき。
- (4) その他南知多町長が適当と認めた目的で利用するとき。

(利用承認)

第4条 南知多町長は、前条による申請が町又は町産品のPRに寄与すると認められる場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの利用を承認するものとする。

- (1) 南知多町及びキャラクターの品位を傷つけるとき、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 南知多町が行う事業等の推進に支障をきたすおそれがあるとき。
- (3) キャラクターを第7条に定める事項に従って利用しないとき。
- (4) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与えるとき、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) キャラクターの利用によって、誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (7) その他、南知多町長がキャラクターの利用について不適当と認めるとき。

2 前項の承認は、キャラクター利用（内容変更）承認通知書（様式第1号）をもって行うものとする。

(利用料)

第5条 利用料は無料とする。

(利用承認期間)

第6条 利用承認期間は、第4条の承認の日から2年以内の3月31日を限度とする。ただし、再申請による更新を妨げない。

(利用上の遵守事項)

第7条 キャラクターを利用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により利用し、南知多町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡及び転貸してはならない。
- (3) 定められた色、形等を許可なく改造してはならない。
- (4) 承認された物品等の完成品を速やかに町長へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更申請)

第8条 キャラクターの利用承認後、承認された内容について変更する場合は、変更する前に南知多町長に電子申請しなければならない。

(承認の取消し等)

第9条 南知多町長は、キャラクターの利用が本要綱及び承認された内容に違反していると認められるときは、キャラクターの利用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により承認を取り消した場合においては、速やかにキャラクターの利用を中止しなければならない。この場合、町は、利用者に対し、その賠償責任を負わないものとする。
- 3 第1項の承認の取消しは、キャラクター利用承認取消書（様式第2号）をもって行うものとする。
- 4 町長は、利用者にキャラクターの利用状況等について報告させ、調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第11条 この要綱による利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど独占して利用することを認めるものではない。また、商品、利用者等について町の推奨を行うものではない。

(損失補償等の責任)

第10条 町は、キャラクターの利用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、キャラクターを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に対して不利益を及ぼさないように対処するものとする。
- 3 利用者は、キャラクターの利用に際して故意又は過失により町に損害を与えたときは、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。